

○国立大学法人埼玉大学大学院教育学研究科規程

〔平成16年4月1日〕
規則第45号

改正	平成17. 3. 28	16規則234	平成18. 4. 1	18規則96
	平成19. 4. 1	19規則61	平成20. 1. 24	19規則90
	平成20. 4. 1	20規則41	平成21. 4. 1	21規則25
	平成22. 4. 1	22規則34	平成23. 1. 14	22規則86
	平成24. 2. 17	23規則24	平成27. 2. 19	26規則53
	平成27. 3. 19	26規則136	平成28. 3. 3	27規則61
	平成28. 6. 17	28規則3	平成28. 7. 15	28規則4
	平成29. 3. 2	28規則6	平成29. 12. 22	29規則39
	平成31. 2. 8	30規則21	平成31. 3. 7	30規則35
	平成31. 3. 14	30規則39	令和3. 3. 5	2規則41
	令和6. 3. 5	5規則53	令和7. 3. 5	6規則32

(趣旨)

第1条 埼玉大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、国立大学法人埼玉大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）又はこれに基づく特別の定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(課程)

第2条 研究科は、専門職学位課程（教職大学院の課程）とする。

(専攻、プログラム及びサブプログラム)

第2条の2 研究科に置く専攻、プログラム及びサブプログラムは、次のとおりとする。

専門職学位課程（教職大学院の課程）

専攻	プログラム	サブプログラム
教職実践専攻	総合教育高度化プログラム	学校構想サブプログラム 特別支援教育サブプログラム 学校保健サブプログラム 子ども共育サブプログラム
	教科教育高度化プログラム	言語文化系教育サブプログラム 社会系教育サブプログラム 自然科学系教育サブプログラム 芸術系教育サブプログラム 身体文化系教育サブプログラム 生活創造系教育サブプログラム

(教育上の目的)

第3条 研究科は、社会の変化とともに学び続け、教員集団の中核として活躍する実践的探求力と課題解決力をもった教員を育成することを教育上の目的とする。

(指導教員)

第4条 研究科は、前条の目的を達成するために、複数の指導教員を置く。

(授業科目及び単位数)

第5条 教職実践専攻の各プログラムの授業科目及び単位数は、別表1及び別表2のとおりとする。

(成績評価基準の明示等)

第6条 研究科は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修方法)

第7条 修了に必要な単位数は、別表1に定める履修方法に基づき、46単位以上を修得しなければならない。ただし、短期履修学生として認められた者(以下「短期履修学生」という。)のうち、特別支援教育サブプログラム及び学校保健サブプログラム以外に所属する者にあつては実地研究Ⅱ(6単位)、特別支援教育サブプログラムに所属する者にあつては実地研究Ⅱ(特別支援教育)(6単位)、学校保健サブプログラムに所属する者にあつては実地研究Ⅱ(学校保健)(6単位)の履修を免除することができる。

2 1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、42単位(集中講義の単位数を除く。)とする。ただし、短期履修学生にあつては、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、48単位(集中講義の単位数を除く。)とする。

(他研究科の授業科目の履修)

第7条の2 研究科長は、大学院学則第24条第4項の規定に基づき、指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、本学大学院の他の研究科の授業科目の履修を認めることができる。ただし、修得した当該授業科目の単位数は、前条第1項本文に規定する単位数に含めることができない。

2 前項の規定により、本学大学院の他の研究科の授業科目を履修する者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長へ願い出なければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の3 大学院学則第27条第1項の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長へ願い出なければならない。

2 前項の規定により願い出があつた場合は、当該事項を担当する委員会等の審査を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位として認定することができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、大学院学則第27条第2項の規定に基づき、12単位までとする。

(他大学の大学院における授業科目の履修)

第8条 大学院学則第25条の規定に基づき、他大学の大学院との協議に基づき履修した単位の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長へ願い出なければならない。

2 前項の規定により願い出があった場合は、当該事項を担当する委員会等の審査を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位として認定することができる。

3 前項の規定により認定できる単位数は、大学院学則第25条第2項の規定に基づき、10単位までとする。

(外国の大学の大学院における授業科目の履修)

第9条 大学院学則第35条の規定に基づき、外国の大学の大学院への留学により履修した単位の認定を受けようとする者は、別に定める書類により、所定の期日までに研究科長へ願い出なければならない。

2 前項の規定により願い出があった場合は、当該事項を担当する委員会等の審査を経て研究科長が認定し、修了に必要な単位として認定することができる。

(他大学の大学院等における修得単位の取扱い)

第10条 前3条の規定により履修した授業科目の単位については、12単位を限度として修了の要件となる単位数として認めることができる。ただし、短期履修学生にあっては、第7条第1項ただし書の規定により免除する単位数と合わせて18単位を限度として修了の要件となる単位数として認めることができる。

(履修科目の届出及び承認)

第11条 学生は、定められた履修登録期間に履修する授業科目の履修登録をしなければならない。

(修業年限)

第12条 専門職学位課程の標準年限は2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、短期履修学生として認められた者には、標準修業年限は1年とする。

(教育方法の特例)

第12条の2 研究科における授業は、教育上必要と認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において行う等の適当な方法により行うことができるものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第12条の3 大学院学則第28条の2の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を希望する者があるときは、その履修を認めることができる。

(教員免許状)

第13条 小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校教諭若しくは養護教

論 1 種免許状を有し、又は所要資格を得ている者で、当該免許状の種類及び教科に係る小学校、中学校、高等学校、幼稚園、特別支援学校教諭若しくは養護教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の教員免許状の所要資格を取得できる種類は、別表3のとおりとする。

（試験）

第14条 授業科目の試験は、学期末又は学年末に、授業担当教員が筆記又はその他の方法によって行い、その合否は当該教員が決定する。

2 前項に関し、授業担当教員に事故あるときは、研究科委員会の議を経て研究科長が定めた他の教員がこれを行う。

（追試験）

第15条 学生が病気その他やむを得ない事由により受験できないときは、診断書その他証明書類を添付の上、研究科長に追試験を願い出ることができる。

（成績の評価）

第16条 単位修得の評価は、国立大学法人埼玉大学単位修得の認定に関する規則第4条から第4条の3までの規定に基づき行うものとする。

（単位の授与）

第17条 第14条及び第15条に定める試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（研究科の事務）

第18条 研究科の事務は、学務部教育学部支援室において処理する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成17. 3. 28 16規則233）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18. 4. 1 18規則96）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例に

よる。

附 則（平成19. 4. 1 19規則61）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成20. 1.24 19規則90）

この規程は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則41）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21. 4. 1 21規則25）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成22. 4. 1 22規則34）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23. 1.14 22規則86）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成24. 2.17 23規則24）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27. 2.19 26規則53）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 3.19 26規則136）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。
ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。

- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3. 3 27規則61）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。ただし、転入学者及び再入学者については、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28. 6. 17 28規則3）

この規程は、平成28年6月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28. 7. 15 28規則4）

この規程は、平成28年7月15日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29. 3. 2 28規則68）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 転入学者及び再入学者については、第1項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表1教職実践専攻（1）教育実践力高度化コースについてはこの限りでない。

附 則（平成29. 12. 22 29規則39）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 転入学者及び再入学者については、第1項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成31. 2. 8 30規則21）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、改正後の第16条の規定は、平成29年度入学者から適用する。

附 則（平成31. 3. 7 30規則35）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31. 3. 14 30規則39）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 転入学者及び再入学者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 2 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例に

よる。

附 則（令和 3. 3. 5 2 規則41）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 転入学者及び再入学者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 6. 3. 5 5 規則53）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 転入学者及び再入学者については、前項の規定にかかわらず、当該年次の規程による。
- 3 この規程施行の際、前日から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7. 3. 5 6 規則32）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第5条、第7条関係)

総合教育高度化プログラム

(1) 学校構想サブプログラム

科目区分 (領域)		授業科目名	単位数	修得単位数	
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求	2	16 単位
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求	2	
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2	
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2	
			学校構想の理論と実践	2	
	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4		
		学校課題改善演習	2		
	学校における実習科目	実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ	4 6	10 単位	
	課題研究	課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ	2 2	4 単位	
	選択必修科目	総合教育高度化プログラム科目	学校構想サブプログラム科目	◇学級づくり論 ◇学校と社会論 ◇学校と児童生徒理解の心理学 ◇学校臨床心理学実践演習	2 2 2 2
◆心理学的方法の活用と探求 ◆カウンセリング実践演習 ◆心理・学習評価演習 ◆総合・道徳開発演習 ◆教育工学開発演習			2 2 2 2 2	4 単位	
別表2に定めるところによる。					
特別支援教育サブプログラム科目					
学校保健サブプログラム科目					
子ども共育サブプログラム科目					
教科教育高度化プログラム科目			言語文化系教育サブプログラム科目		
			社会系教育サブプログラム科目		
			自然科学系教育サブプログラム科目		
			芸術系教育サブプログラム科目		
	身体文化系教育サブプログラム科目				
	生活創造系教育サブプログラム科目				
全体にかかる科目	現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2			
自由科目		探求活動演習Ⅰ 探求活動演習Ⅱ	2 2	修了要件外	

【履修方法】

定められた授業科目を履修の上、必修科目 30 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位及び課題研究 4 単位）、選択必修科目 10 単位（◇が付されている授業科目から 6 単位、◆が付されている授業科目から 4 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。

選択科目は、学校構想サブプログラム科目（選択必修科目として修得した 10 単位の授業科目を除く。）、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。

(2) 特別支援教育サブプログラム

科目区分（領域）		授業科目名	単位数	修得単位数		
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求	2	16 単位	
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求	2		
			特別支援教育の課題探求	2		
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2		
			特別支援教育コーディネータ演習	2		
	学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2			
	目	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4		
		学校における実習科目	実地研究Ⅰ（特別支援教育） 実地研究Ⅱ（特別支援教育）	4 6	10 単位	
		課題研究	課題研究Ⅰ（特別支援教育） 課題研究Ⅱ（特別支援教育）	2 2	4 単位	
	選択必修科目	総合教育高度化プログラム科目	特別支援教育サブプログラム科目	発達臨床アセスメント演習 特別支援教育実践研究 障害児教育実践の課題探求法	2 2 2	6 単位
インクルーシブ教育演習			2	4 単位		
障害児心理学の実践と課題 A			2			
障害児心理学の実践と課題 B			2			
選択科目			総合教育高度化プログラム科目	別表 2 に定めるところによる。		6 単位以上
				学校構想サブプログラム科目		
	学校保健サブプログラム科目					
	子ども共育サブプログラム科目					
	教科教育高度化プログラム科目	言語文化系教育サブプログラム科目				
		社会系教育サブプログラム科目				
		自然科学系教育サブプログラム科目				
芸術系教育サブプログラム科目						

		身体文化系教育サブプログラム科目		
		生活創造系教育サブプログラム科目		
		全体にかかる科目	現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2
自由科目			探求活動演習Ⅰ 探求活動演習Ⅱ	2 2
				修了要件外
<p>【履修方法】</p> <p>定められた授業科目を履修の上、必修科目 36 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位、課題研究 4 単位及び特別支援教育サブプログラム科目 6 単位）、選択必修科目 4 単位及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。</p> <p>選択科目は、特別支援教育サブプログラム科目（選択必修科目として修得した 4 単位の授業科目を除く。）、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。</p>				

(3) 学校保健サブプログラム

科目区分（領域）		授業科目名	単位数	修得単位数		
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求	2	16 単位	
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求	2		
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2		
			子供の発育発達と保健室における養護教諭の実践	2		
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求 現代の健康問題と学校保健の実践的課題	2 2		
	学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4			
	科目	学校における実習科目	実地研究Ⅰ（学校保健） 実地研究Ⅱ（学校保健）	4 6	10 単位	
		課題研究	課題研究Ⅰ（学校保健） 課題研究Ⅱ（学校保健）	2 2	4 単位	
	選択科目	総合教育高度化プログラム科目	学校保健サブプログラム科目	学校保健の理論と実践の探求	2	10 単位
				保健教育の実践と課題の探求	2	
保健管理の実践と課題の探求				2		
養護教諭の専門家としての成長				2		
教育生理の臨床と子供の成長課題				2		
教科教育	教科教育	学校構想サブプログラム科目	別表 2 に定めるところによる。		6 単位以上	
		特別支援教育サブプログラム科目				
		子ども共育サブプログラム科目				
		言語文化系教育サブプログラム科目				
		社会系教育サブプログラム科目				

目	高度化プログラム科目	自然科学系教育サブプログラム科目		
		芸術系教育サブプログラム科目		
		身体文化系教育サブプログラム科目		
		生活創造系教育サブプログラム科目		
	全体にかかる科目	現代的・地域的教育課題の共同探求	2	
		教育実践総合演習	2	
自由科目		探求活動演習Ⅰ	2	修了要件外
		探求活動演習Ⅱ	2	
<p>【履修方法】</p> <p>定められた授業科目を履修の上、必修科目 40 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位、課題研究 4 単位及び学校保健サブプログラム科目 10 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。</p> <p>選択科目は、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。</p>				

(4) 子ども共育サブプログラム

科目区分（領域）		授業科目名	単位数	修得単位数	
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 子ども共育の理論と実践	2 4	16 単位
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求	2	
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2	
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4	
	学校における実習科目	実地研究Ⅰ	4	10 単位	
		実地研究Ⅱ	6		
	課題研究	課題研究Ⅰ	2	4 単位	
		課題研究Ⅱ	2		
	選択必修科目	総合教育高度化プログラム科目	子ども共育サブプログラム科目	子ども支援の実践と制度 保育内容と指導の課題探求 子どもの発達と教育相談の課題探求	2 2 2
<教育－社会－環境>基礎論			2	4 単位	
子ども認識の思想と構造			2		
子育て支援開発探求			2		
幼児の音楽表現の開発探求			2		
別表 2 に定めるところによる。					
6 単位以上					
選択	学校構想サブプログラム科目				
	特別支援教育サブプログラム科目				

科目		学校保健サブプログラム科目		
	教科教育高度化プログラム科目	言語文化系教育サブプログラム科目		
		社会系教育サブプログラム科目		
		自然科学系教育サブプログラム科目		
		芸術系教育サブプログラム科目		
		身体文化系教育サブプログラム科目		
		生活創造系教育サブプログラム科目		
	全体にかかる科目	現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2	
自由科目		探求活動演習Ⅰ	2	修了要件外
		探求活動演習Ⅱ	2	
<p>【履修方法】</p> <p>定められた授業科目を履修の上、必修科目 36 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位、課題研究 4 単位及び子ども共育サブプログラム科目 6 単位）、選択必修科目 4 単位及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。</p> <p>選択科目は、子ども共育サブプログラム科目（選択必修科目として修得した 4 単位の授業科目を除く。）、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。</p>				

教科教育高度化プログラム

(1) 言語文化系教育サブプログラム

科目区分（領域）		授業科目名	単位数	修得単位数	
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 教科の教育課程構成論	2 2	16 単位
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求 教科指導の発展・応用	2 2	
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2	
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4	
	学校における実習科目	実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ	4 6	10 単位	
	課題研究	課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ	2 2	4 単位	
選択	教科教	言語文化系教育サブプログラム科目	◇言語文化系教育の理論と実践A（国語） ◇言語文化系教育の理論と実践B（英語） ◇言語文化系教育の授業内容探求A（国語）	2 2 2	6 単位

科目	育 高 度 化 プ ロ グ ラ ム 科 目	◇言語文化系教育の授業内容探求B (国語)	2		
		◇言語文化系教育の授業内容探求C (英語)	2		
選 択 科 目	育 高 度 化 プ ロ グ ラ ム 科 目	◇言語文化系教育の授業内容探求D (英語)	2	4 単位	
		◆言語文化系教育の教材研究と実践A (国語)	2		
		◆言語文化系教育の教材研究と実践B (国語)	2		
		◆言語文化系教育の教材研究と実践C (英語)	2		
		◆言語文化系教育の教材研究と実践D (英語)	2		
	選 択 科 目	育 高 度 化 プ ロ グ ラ ム 科 目	別表 2 に定めるところによる。		6 単位以上
			社会系教育サブプログラム科目		
			自然科学系教育サブプログラム科目		
			芸術系教育サブプログラム科目		
			身体文化系教育サブプログラム科目		
選 択 科 目	育 高 度 化 プ ロ グ ラ ム 科 目	生活創造系教育サブプログラム科目		6 単位以上	
		学校構想サブプログラム科目			
		特別支援教育サブプログラム科目			
		学校保健サブプログラム科目			
		子ども共育サブプログラム科目			
自 由 科 目	全 体 に か か る 科 目	現代的・地域的教育課題の共同探求	2		
		教育実践総合演習	2		
自 由 科 目	全 体 に か か る 科 目	探求活動演習 I	2	修了要件外	
		探求活動演習 II	2		

【履修方法】

定められた授業科目を履修の上、必修科目 30 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位及び課題研究 4 単位）、選択必修科目 10 単位（◇が付されている授業科目から 6 単位、◆が付されている授業科目から 4 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。

選択科目は、言語文化系教育サブプログラム科目（選択必修科目として修得した 10 単位の授業科目を除く。）、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習 I」、「探求活動演習 II」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。

(2) 社会系教育サブプログラム

科目区分 (領域)		授業科目名	単位数	修得単位数	
必 修 科 目	共 通 科 目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 教科の教育課程構成論	2 2	16 単位
		共 通 科 目	教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求 教科指導の発展・応用	
	生徒指導、教育相談に関する領域		生徒指導・教育相談の課題探求	2	

		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2					
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4					
		学校における実習科目	実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ	4 6	10 単位				
		課題研究	課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ	2 2	4 単位				
	教科教育高度化プログラム科目	社会系教育サブプログラム科目	社会科教育の理論と実践A	2	10 単位				
			社会科教育の理論と実践B	2					
			社会科教育の授業内容探求	2					
			社会科教育の教材研究と実践A	2					
			社会科教育の教材研究と実践B	2					
選 択 科 目	言語文化系教育サブプログラム科目	自然科学系教育サブプログラム科目	芸術系教育サブプログラム科目	身体文化系教育サブプログラム科目	生活創造系教育サブプログラム科目	別表 2 に定めるところによる。	6 単位以上		
								総 教 育 履 修 化 プ ロ グ ラ ム 科 目	学校構想サブプログラム科目
									特別支援教育サブプログラム科目
									学校保健サブプログラム科目
									子ども共育サブプログラム科目
		全体にかかる科目	現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2					
	自 由 科 目		探求活動演習Ⅰ 探求活動演習Ⅱ	2 2	修了要件外				
	<p>【履修方法】</p> <p>定められた授業科目を履修の上、必修科目 40 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位、課題研究 4 単位及び社会系教育サブプログラム科目 10 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。</p> <p>選択科目は、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。</p>								

(3) 自然科学系教育サブプログラム

科目区分 (領域)		授業科目名	単位数	修得単位数		
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 教科の教育課程構成論	2 2	16 単位	
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求 教科指導の発展・応用	2 2		
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2		
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2		
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4		
	学校における実習科目		実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ	4 6	10 単位	
	課題研究		課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ	2 2	4 単位	
	選択必修科目	教科教育高度化プログラム科目	自然科学系教育サブプログラム科目	◇自然科学系教育の理論と実践A (算数・数学) ◇自然科学系教育の理論と実践B (理科) ◇自然科学系教育の授業内容探求A (算数・数学) ◇自然科学系教育の授業内容探求B (算数・数学) ◇自然科学系教育の授業内容探求C (理科) ◇自然科学系教育の授業内容探求D (理科)	2 2 2 2 2 2	6 単位
			◆自然科学系教育の教材研究と実践A (算数・数学) ◆自然科学系教育の教材研究と実践B (算数・数学) ◆中核的理科教員 (C S T) 養成講座	2 2 4	4 単位	
			別表 2 に定めるところによる。			6 単位以上
言語文化系教育サブプログラム科目						
社会系教育サブプログラム科目						
芸術系教育サブプログラム科目						
身体文化系教育サブプログラム科目						
生活創造系教育サブプログラム科目						
総合教育高度化プログラム科目			学校構想サブプログラム科目			
			特別支援教育サブプログラム科目			
	学校保健サブプログラム科目					
	子ども共育サブプログラム科目					
全体にかかるとの科目		現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2			
自由科目	探求活動演習Ⅰ		2	修了要件外		
	探求活動演習Ⅱ		2			

【履修方法】

定められた授業科目を履修の上、必修科目 30 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位及び課題研究 4 単位）、選択必修科目 10 単位（◇が付されている授業科目から 6 単位、◆が付されている授業科目から 4 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。

選択科目は、自然科学系教育サブプログラム科目（選択必修科目として修得した 10 単位の授業科目を除く。）、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。

(4) 芸術系教育サブプログラム

科目区分（領域）		授業科目名	単位数	修得単位数	
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 教科の教育課程構成論	2 2	16 単位
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求 教科指導の発展・応用	2 2	
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2	
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4	
	学校における実習科目	実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ	4 6	10 単位	
	課題研究	課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ	2 2	4 単位	
選択必修科目	教科教育高度化プログラム科目	芸術系教育サブプログラム科目	◇芸術系教育の理論と実践A（音楽） ◇芸術系教育の理論と実践B（図工・美術） ◇芸術系教育の授業内容探求A（音楽） ◇芸術系教育の授業内容探求B（音楽） ◇芸術系教育の授業内容探求C（図工・美術） ◇芸術系教育の授業内容探求D（図工・美術）	2 2 2 2 2 2	6 単位
		◆芸術系教育の教材研究と実践A（音楽） ◆芸術系教育の教材研究と実践B（音楽） ◆芸術系教育の教材研究と実践C（図工・美術） ◆芸術系教育の教材研究と実践D（図工・美術）	2 2 2 2	4 単位	
選択科目		別表 2 に定めるところによる。		6 単位以上	
選択科目		言語文化系教育サブプログラム科目			
選択科目		社会系教育サブプログラム科目			
選択科目		自然科学系教育サブプログラム科目			
選択科目		身体文化系教育サブプログラム科目			
選択科目		生活創造系教育サブプログラム科目			

総員教育高度化プログラム科目	学校構想サブプログラム科目			
	特別支援教育サブプログラム科目			
	学校保健サブプログラム科目			
	子ども共育サブプログラム科目			
自由科目	全体にかかる科目	現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2	
		探求活動演習Ⅰ	2	修了要件外
		探求活動演習Ⅱ	2	

【履修方法】

定められた授業科目を履修の上、必修科目 30 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位及び課題研究 4 単位）、選択必修科目 10 単位（◇が付されている授業科目から 6 単位、◆が付されている授業科目から 4 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。

選択科目は、芸術系教育サブプログラム科目（選択必修科目として修得した 10 単位の授業科目を除く。）、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。

(5) 身体文化系教育サブプログラム

科目区分（領域）		授業科目名	単位数	修得単位数		
必修科目	共通科目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 教科の教育課程構成論	2 2	16 単位	
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求 教科指導の発展・応用	2 2		
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2		
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2		
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4		
	科目	学校における実習科目	実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ	4 6	10 単位	
		課題研究	課題研究Ⅰ	2	4 単位	
			課題研究Ⅱ	2		
	選	教科教育高度化プログラム	身体文化系教育サブプログラム科目	体育・保健体育科教育の授業内容・指導法探求 体育・保健体育科教育の理論と実践A 体育・保健体育科教育の理論と実践B 体育・保健体育科教育の教材研究と実践A 体育・保健体育科教育の教材研究と実践B	2 2 2 2 2	10 単位
			言語文化系教育サブプログラム科目	別表 2 に定めるところによる。		6 単位以上
社会系教育サブプログラム科目						

択 科 目	ラム 科目	自然科学系教育サブプログラム科目			
		芸術系教育サブプログラム科目			
		生活創造系教育サブプログラム科目			
	総 合 教 育 高 度 化 プ ロ グ ラ ム 科 目	学校構想サブプログラム科目			
		特別支援教育サブプログラム科目			
		学校保健サブプログラム科目			
		子ども共育サブプログラム科目			
全体にかかる科目		現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2		
自 由 科 目			探求活動演習Ⅰ 探求活動演習Ⅱ	2 2	修了要件外
	<p>【履修方法】</p> <p>定められた授業科目を履修の上、必修科目 40 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位、課題研究 4 単位及び身体文化系教育サブプログラム科目 10 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。</p> <p>選択科目は、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。</p>				

(6) 生活創造系教育サブプログラム

科目区分（領域）		授業科目名	単位数	修得単位数	
必 修 科 目	共 通 科 目	教育課程の編成・実施に関する領域	教育課程の課題探求 教科の教育課程構成論	2 2	16 単位
		教科等の実践的な指導方法に関する領域	教科指導の課題探求 教科指導の発展・応用	2 2	
		生徒指導、教育相談に関する領域	生徒指導・教育相談の課題探求	2	
		学級経営、学校経営に関する領域	教育経営の課題探求	2	
		学校教育と教員の在り方に関する領域	学校と教職の課題探求	4	
	学校における実習科目	実地研究Ⅰ 実地研究Ⅱ	4 6	10 単位	
	課題研究	課題研究Ⅰ 課題研究Ⅱ	2 2	4 単位	
選 択 必 修 科	教 科 教 育 高 度 化 プ ロ	生活創造系教育サブプログラム科目	◇技術科教育の理論と実践 ◇技術科教育の授業内容探求A ◇技術科教育の授業内容探求B ◇家庭科教育の理論と実践 ◇家庭科教育の授業内容探求A ◇家庭科教育の授業内容探求B ◆技術科教育の教材研究と実践A	2 2 2 2 2 2 2	6 単位 4 単位

目	グラム科目	◆技術科教育の教材研究と実践B ◆家庭科教育の教材研究と実践A ◆家庭科教育の教材研究と実践B	2 2 2		
選 択 科 目		別表2に定めるところによる。		6単位以上	
	言語文化系教育サブプログラム科目				
	社会系教育サブプログラム科目				
	自然科学系教育サブプログラム科目				
	芸術系教育サブプログラム科目				
	身体文化系教育サブプログラム科目				
	総 目 録 教 育 高 度 化 プ ロ グ ラ ム 科 目	学校構想サブプログラム科目			
		特別支援教育サブプログラム科目			
		学校保健サブプログラム科目			
		子ども共育サブプログラム科目			
	全体にかかる科目	現代的・地域的教育課題の共同探求 教育実践総合演習	2 2		
自由科目		探求活動演習Ⅰ 探求活動演習Ⅱ	2 2	修了要件外	

【履修方法】

定められた授業科目を履修の上、必修科目 30 単位（共通科目 16 単位、学校における実習科目 10 単位及び課題研究 4 単位）、選択必修科目 10 単位（◇が付されている授業科目から 6 単位、◆が付されている授業科目から 4 単位）及び選択科目 6 単位以上を含め、計 46 単位以上を修得すること。

選択科目は、生活創造系教育サブプログラム（選択必修科目として修得した 10 単位の授業科目を除く。）、他のサブプログラムのサブプログラム科目、「現代的・地域的教育課題の共同探求」及び「教育実践総合演習」の中から 6 単位以上を修得すること。なお、「探求活動演習Ⅰ」、「探求活動演習Ⅱ」、本学の他の研究科の科目等は選択科目に含めることができない。

別表2（第5条関係）

総合教育高度化プログラム科目

科目区分	授業科目名	単位数
学校構想サブプログラム科目	学級づくり論	2
	学校と社会論	2
	学校と児童生徒理解の心理学	2
	学校臨床心理学実践演習	2
	心理学的方法の活用と探求	2
	カウンセリング実践演習	2
	心理・学習評価演習	2
	総合・道徳開発演習	2
	教育工学開発演習	2
特別支援教育サブプログラム科目	発達臨床アセスメント演習	2
	特別支援教育実践研究	2
	障害児教育実践の課題探求法	2
	インクルーシブ教育演習	2
	障害児心理学の実践と課題A	2
	障害児心理学の実践と課題B	2
学校保健サブプログラム科目	学校保健の理論と実践の探求	2
	保健教育の実践と課題の探求	2
	保健管理の実践と課題の探求	2
	養護教諭の専門家としての成長	2
	教育生理の臨床と子供の成長課題	2
子ども共育サブプログラム科目	子ども支援の実践と制度	2
	保育内容と指導の課題探求	2
	子どもの発達と教育相談の課題探求	2
	<教育－社会－環境>基礎論	2
	子ども認識の思想と構造	2
	子育て支援開発探求	2
	幼児の音楽表現の開発探求	2

教科教育高度化プログラム科目

科目区分	授業科目名	単位数
言語文化系教育サブプログラム科目	言語文化系教育の理論と実践A（国語）	2
	言語文化系教育の理論と実践B（英語）	2
	言語文化系教育の授業内容探求A（国語）	2
	言語文化系教育の授業内容探求B（国語）	2
	言語文化系教育の授業内容探求C（英語）	2
	言語文化系教育の授業内容探求D（英語）	2
	言語文化系教育の教材研究と実践A（国語）	2

	言語文化系教育の教材研究と実践B（国語）	2
	言語文化系教育の教材研究と実践C（英語）	2
	言語文化系教育の教材研究と実践D（英語）	2
社会系教育サブプログラム 科目	社会科教育の理論と実践A	2
	社会科教育の理論と実践B	2
	社会科教育の授業内容探求	2
	社会科教育の教材研究と実践A	2
	社会科教育の教材研究と実践B	2
自然科学系教育サブプログラム 科目	自然科学系教育の理論と実践A（算数・数学）	2
	自然科学系教育の理論と実践B（理科）	2
	自然科学系教育の授業内容探求A（算数・数学）	2
	自然科学系教育の授業内容探求B（算数・数学）	2
	自然科学系教育の授業内容探求C（理科）	2
	自然科学系教育の授業内容探求D（理科）	2
	自然科学系教育の教材研究と実践A（算数・数学）	2
	自然科学系教育の教材研究と実践B（算数・数学）	2
	中核的理科教員（C S T）養成講座	4
芸術系教育サブプログラム 科目	芸術系教育の理論と実践A（音楽）	2
	芸術系教育の理論と実践B（図工・美術）	2
	芸術系教育の授業内容探求A（音楽）	2
	芸術系教育の授業内容探求B（音楽）	2
	芸術系教育の授業内容探求C（図工・美術）	2
	芸術系教育の授業内容探求D（図工・美術）	2
	芸術系教育の教材研究と実践A（音楽）	2
	芸術系教育の教材研究と実践B（音楽）	2
	芸術系教育の教材研究と実践C（図工・美術）	2
	芸術系教育の教材研究と実践D（図工・美術）	2
身体文化系教育サブプログラム 科目	体育・保健体育科教育の授業内容・指導法探求	2
	体育・保健体育科教育の理論と実践A	2
	体育・保健体育科教育の理論と実践B	2
	体育・保健体育科教育の教材研究と実践A	2
	体育・保健体育科教育の教材研究と実践B	2
生活創造系教育サブプログラム 科目	技術科教育の理論と実践	2
	技術科教育の授業内容探求A	2
	技術科教育の授業内容探求B	2
	家庭科教育の理論と実践	2
	家庭科教育の授業内容探求A	2
	家庭科教育の授業内容探求B	2
	技術科教育の教材研究と実践A	2
	技術科教育の教材研究と実践B	2

家庭科教育の教材研究と実践A	2
家庭科教育の教材研究と実践B	2

別表 3 (第 13 条関係)

専攻名	プログラム名	種類	教科 (特別支援領域)
教職実践専攻	総合教育高度化プログラム	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、商業、福祉、英語
		幼稚園教諭専修免許状※1	
		特別支援学校教諭専修免許状※2	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
		養護教諭専修免許状※3	
	教科教育高度化プログラム	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、家庭、情報、農業、商業、福祉、英語

※1 子ども共育サブプログラムに所属する者

※2 特別支援教育サブプログラムに所属する者

※3 学校保健サブプログラムに所属する者